

広報 天龍

第 183 号 2018年1月25日

—1月1日現在—
人口 1,355 人
男 630 人 女 725 人
世帯数 747 世帯

発行 天龍村役場
編集 総務課
印刷 齋藤印刷所



ふるさとCM大賞 「長野県知事賞」受賞

12月3日(日)、長野市若里市民文化ホールで「ふるさとCM大賞NAGANO」の最終審査会が行われました。

村民のみなさんにご協力いただいた天龍村の制作CM「どこにある？ここにある。天龍村」は、応募数90作品のうち、優秀賞の「長野県知事賞」を受賞することができました。

制作にご協力いただいたみなさん、本当にありがとうございました。



知事賞を受賞しました

おやす・しめ縄・餅つき大会

12月13日(日)、天龍小学校で恒例となっている「おやす・しめ縄・餅つき大会」が行われました。

この行事は、郷土の風習に親しむとともに地域の方々との交流を深めようと、40年ほど前から続いている行事です。

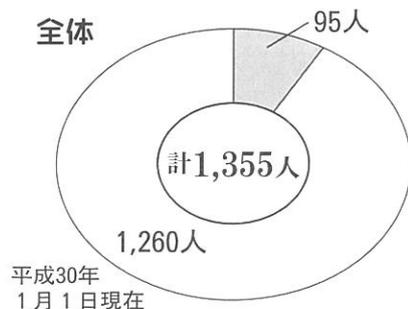
老人クラブのみなさんを講師に、新年を迎えるための準備の意味や方法を学びました。

児童はそれぞれおやすやしめ縄を完成させ、その後は餅つきを楽しみました。お昼にはお世話になった地域の方々にも参加いただき、つきたてのお餅で会食をしました。

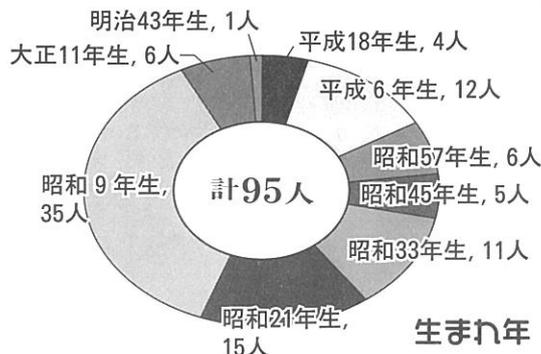
また、校庭には立派な門松も飾っていただきました。ご協力いただいたみなさん、ありがとうございました。



地域の方からの熱心な指導がありました



天龍村の
成年生まれの
人の割合



年頭あいさつ

天龍村長

永嶺誠一



平成三十
年の年頭に
当たり、謹
んで新年の
ごあいさつ

を申し上げます。
村民の皆様には、新たな希望と夢を抱きながらの新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃より村政各般にわたりまして、格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、相次ぐ台風の上陸や大雨により、九州北部地方や東北地方で土砂災害や浸水被害が発生し、多くの方が犠牲となられました。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されたみなさんにお見舞い申し上げます。

当村におきましても、三月の主要地方道飯田富山佐久間線での法面崩落で四ヶ月以上にわたり村民の皆様には通勤・通院等で多大なご不便をおかけしました。また、同じ三月には天竜川橋の架替え工事におきまして不測の事故が発生したり、九月には台風十八号の影響により村指定の天然記念物であります「観音様の大

櫃(かや)が倒木したりしました。さらに、十月には台風二十一号、二十二号も東海地方に上陸したり、接近したりしたため大雨、暴風などの警報や注意報が立て続けに発令され、災害等を非常に心配したところであります。

幸い、本村では人的な被害もなく安堵したところですが、今後も引き続き、気象状況等には細心の注意を払い、村民の安全・安心な暮らしを守るため、防災体制の強化等を図って参りたいと考えています。

さて、昨年六月から七月にかけて、村内十四会場での「地区懇談会」を開催させていただきました。今回は地区の皆様のご都合に合わせて、日時やテーマなどを区長さんと事前

に決めさせていただきながら実施させていただいたわけですが、どの会場とも大勢の皆様にご参加いただき、道路、水道、福祉、有害鳥獣駆除対策など生活に直結する身近な課題や要望、リニア時代に向けた天龍村の将来などに対する前向きなご意見を多くお寄せいただきました。お寄せいただいたご意見の中で、すぐ対応しなければならぬものについては遅滞なく行ってまいりますし、そうでないものにつきま

して、年頭のご挨拶をしながら、真摯に検討しながら真摯に検討していきたいと思っております。今後も村民の皆様の声が少しでも村政に反映できるように、努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

さて、年の初めにあたり、夢のある話をしたいと思っております。皆さんご承知のように、二〇二〇年に「東京オリンピック・パラリンピック」が開催されます。現在関連する施設等の準備が着々と進められていくところですが、その関連施設の一つとして「選手村ピレッジプラザ」という、選手の方々の交流スペースとなる木造平屋の建物が建築される予定です。

そして、この大会をオールジャパンで盛り上げ、さらに環境に配慮した持続可能な大会を実現したいとのことで、この「選手村ピレッジプラザ」を全て国産木材で建築することになりまし。そこで、その材料となる木材を全国の自治体から無償で借り受け、大会後は各自自治体の公共施設などでレガシー(遺産)として活用しようというプロジェクトが立ち上がりまして、天龍村からもスギやヒノキを使用できないかと思ひ、根羽村・川上村と連名で申請していただきましたところ、昨年十一月に事業協力者として参加することが決定しました。

全国から六十三の団体が協力し、約二〇〇〇立米の木材を利用した施設が建築される予定です。かつて、天龍村も基幹産業として林業が盛んでした。また、当村も今年度から村有林を有効活用した事業を展開しております。まさに「天龍村の木材」を今後、世界中にアピールできる絶好のチャンスかと思っております。村民の皆様にも夢や誇りを持っていただけるのではないかと期待しております。

夢と言いますと、古典落語に「芝浜」という話があります。「主人公は魚屋の勝五郎。腕はいいが大酒飲み。ある日、女房にせかさかされ嫌々仕入れに行くと、浜で大金入りの財布を拾う。有頂天になって家に帰り、祝い酒と言って仲間を呼んで大盤振る舞い。翌日、二日酔いの勝五郎に女房が支払いをどうするかと問うと、勝五郎は「浜で拾ったお金があるじゃねえか」と拾った財布の金を訴えるが、女房は「そんなことは知らない。おまえさん、夢を見たんじゃないのかい」と言われ、家中を必死になって探すけどどこにもない。愕然とし、ついに夢とあきらめる。勝五郎はさすがに自分が情けなくなり、女房にわび、酒を止めて一生懸命に働き始める。酒の影響で失っていた客が戻り、借金も返して蓄えもできた。そして三年目の大晦日。女房が「おまえさんに立ち直ってもらうために嘘をついていた」と告白する。実は、三年前、女房が大家に相談し、その財布を役所に拾得物として届けていた。時が経ち、落とし主が現れなかったため財布の金が下り渡されたのであった。勝五郎は、このことを隠し通した。女房の知恵と辛抱に感謝した。そして、女房が久しぶりにと酒を勧める。つがれた湯飲みを口に運んだが勝五郎は動きを止める。「よそう、また夢になるといけねえ」というあらすじです。

皆様にとつて昨年はどんな年だったでしょうか。さめないてほしいと思つた夢も夢でもよかったという夢もあつたかもしれません。実現できた夢はあつたでしょうか。また、今年はどうな夢を見たり持ったりするのでしょうか。天龍村でも村民の皆様が夢や希望の持てる村づくりに全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうか、今後とも引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年が天龍村にとつて、そして村民の皆様にとつて幸運な年となりますよう心からお祈り申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

消防団出初式挙行

輝かしい平成30年の新春を飾る恒例の天龍村消防団出初式が、1月7日(日)に文化センターなんでも館で行われました。

多数の来賓を迎え、中島团长以下37名が出席し、今年1年が平穩無事であることを祈願しつつ、厳粛かつ整然と行われました。

式典では飯伊消防協会長より退職者感謝状の授与、県消防協会、飯伊消防協会、村長、団長表彰が行われ、消防団員の日頃の功績がたたえられました。また、式典後には団員による市中行進が行われ、沿道の方々から温かな声援をいただきました。

有事の際、地域の消防団が果たす役割は非常に重要です。今後も地域・企業・ご家族のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。



天龍村出初式

JAみなみ信州よりAED寄贈

昨年12月1日(金)に合併20周年を迎えた『JAみなみ信州』様より地域貢献事業の一環として「自動体外式除細動器(AED)」1台が11月28日(火)に当村へ寄贈されました。



寄贈のようす



設置状況

寄贈されAEDは、老人福祉センター正面玄関内へ設置しました。農協関係者のみなさんへお礼を申し上げるとともに村民の安心・安全のため有効に活用させていただきます。ありがとうございました。

交通安全 柚子里愛

年末の交通安全運動が12月1日(金)から31日(日)まで実施され、安協天龍支部では、期間中の20日(水)に龍泉閣前で交通指導所を開設しました。

当日は、交通事故防止を呼びかけながら、「運転はみんな笑顔で柚子里愛(ゆずりあい)」にちなみ、村特産の柚子の配布も行いました。

ドライバーのみなさんも、香りのよい柚子のプレゼントに思わずにっこり。頬ことも



安全運転を心がけましょう

にアクセルを踏む足も緩んだようでした。

今後、家庭・職場・地域一丸となって交通安全に心がけましょう。

ふるさと寄附金 ありがとうございます

広報天龍第1 82号(12月発行)で公表後、12月31日現在で寄附をいただいたみなさんは次の通りです。



- 今西 和衛様 ● 石川 雅康様
滝沢 英夫様 ● 窪園 優子様
野津 太一様 ● 前澤 俊憲様
大石 智 様 ● 里見 俊輔様
小泉 秀夫様 ● 中尾 一也様
今井 友香様 ● 隅田 茂亜様
松本 和也様 ● 岩井 昌弘様
滝澤 久嗣様 ● 藤本 周平様
谷口 雅也様 ● 後藤 安那様
岡部 静也様 ● 栗山 茂 様
谷 佳津臣様 ● 加藤 裕之様
岩瀬 雄太郎様 ● 小林 良貴様
内藤 孝二様 ● 吉田 秀雄様
阪井 克行様 ● 三輪 俊介様
足利 貴志様 ● 西田 正子様
寺下 優 様 ● 成田 友亮様
室井 賢一様 ● 河崎 順一様
小西 武 様 ● 林 浩二様
榎村 麻美様 ● 吉澤 律子様
西野 耕平様 ● 北原 綾 様
廣田 博美様 ● 萩原 宏樹様
伊藤 久敏様 ● 伊藤 誠二様
本庄 宏幸様 ● 神田 大揮様
片岡 理 様 ● 青野 剛士様

- 大和久恭子様 ● 吉村 和広様
● 山田 謙之介様 ● 小西洋展様
● 小田 真太郎様 ● 鎌倉 之彦様
● 岡澤 ヒロミ様 ● 三浦 毅司様
● 鈴木 三知夫様 ● 金明 宏展様
● 水谷 理恵子様 ● 山鳥 正博様
● 波多野 恭平様 ● 横田 和人様
● 江利川 俊明様 ● 北 真登様
● 小木田 智優様 ● 堀岡 伸康様
● 澤木 二コラ様 ● 松村 純也様
● 藤井 準太郎様 ● 花水 健 様
● 小磯 俊章様 ● 林 順子様
● 小野 木光博様 ● 霜鳥 祥之様
● 原 恒樹様 ● 種田 建史様
● 石原 司人様 ● 神崎 隆史様
● 小宮山 知夏様 ● 大関 健治様
● 高田 智行様 ● 澤地 大悟様
● 吉田 泰成様
● 塩尻 鉄工株式会社様

本人の希望により氏名を公表できない方がいます。今回は207名の方から寄附をいただきました。ありがとうございます。

天龍村ふるさと寄附金は、村のホームページのほか、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」からも申込みができます。決済方法は金融機関からの振込みのみか、クレジットカードも可能です。なお、電話、ファックス、役場窓口でも承っています。

©ふるさとチョイス http://www.furusato-tax.jp/

『国道418号整備促進期成同盟会』で道路視察



△天竜川橋の状況について説明を受けました

長野県内の国道418号の沿線5市町村(平谷村、売木村、阿南町、天龍村、飯田市)でつくる国道418号整備促進期成同盟会で、11月6日(月)に、国道418号の道路視察を行いました。道路視察は、同盟会役員31名が、飯田市南信濃く岐阜県

天竜川橋については、工事再開に向け、河川管理者の国土交通省と協議を行っておりますが、今年度中の工事再開は難しいとの説明がありました。また、恵那市役所に表敬訪問し、大塩副市長に対応していただきました。その後、飯田市役所で意見交換会を開催し、「すぐに全線二車線化は無理だ

恵那市まで、国道418号を中心に走行し、道路の現況、改良状況などの視察を行いました。途中、飯田建設事務所及び下伊那南部建設事務所の職員から、飯田市南信濃「大町く下市場」工区、「天竜川橋」工区、売木村「軒川バイパス」工区

の説明を受けました。



△天竜川橋の状況について説明を受けました

と思うが、待避所を設けてほしい」「重点箇所を絞って要望活動を進める必要がある。」「リニア中央新幹線の開業、三遠南信自動車道の整備が進むにつれ、国道418号の重要性が一層大きくなるのではないか」など多くの意見が出されました。今後、隣接する恵那市とも連携を深め、国道418号の整備促進に努めたいと思います。

司法書士による

「生活保護110番」(電話無料相談)

長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会は、以下の内容で「生活保護110番」を実施します。

- 日時** 平成30年 1月28日(日) 10:00~16:00
- 電話番号** ☎0120-052-088 (フリーダイヤル)
- 相談料** 電話による相談は無料です。
- 相談例**



- ・生活保護の申請はどこでどのようにしますか
- ・申請しようとしたら窓口でいろいろ言われて受け付けてもらえません
- ・生活保護を受けるのに財産を手放す必要がありますか
- ・消費者金融の借入れを抱えたまま生活保護を受けられますかetc.

問合せ先 長野県司法書士会 (☎026-232-7492)



平成30年度 (H29年分) 村県民税の申告と所得税の 確定申告

村県民税の申告が 必要な方

平成30年1月1日現在、村内に居住している方で平成29年中に所得があった方の内、次に該当される方は村県民税の申告が必要です。(所得税とは除きます)

- 営業・農業・不動産・配当
- 雑収入などの所得があった方
- 給与収入のある方のうち
 - ・ 勤務先から役場に給与と支払報告書が提出されていない方(パート・アルバイトも含みます)
 - ・ 給与以外の所得があった方
 - ・ 平成29年中に退職し、再就職されていない方
 - ・ 医療費などの各種控除を受けられる方
- 公的年金などの収入がある方のうち
 - ・ 公的年金の収入額が400万円を超える方
 - ・ 20万円を超える公的年金以外の所得があった方

村では次ページの日程表のとおり、2月16日(金)から3月15日(木)までの間、申告相談を行います。

申告の必要な方へは、税務署または役場から、はがきなどで事前にお知らせしますので、持ち物などをご確認のうえ、期間中に申告をお願いします。

所得税の確定申告が 必要な方

- 給与収入のある方のうち
 - ・ 年末調整をされていない給与がある方
 - ・ 年末調整の内容を変更される方
 - ・ 年末調整をした給与以外に、20万円を超える所得がある方
- 公的年金から所得税が引かれていない方
- 配当・個人年金・報酬などから所得税が引かれている方
- 飯田税務署から確定申告書やはがきが送られている方

※今年から申告書に替わり、はがきでお知らせされる方がほとんどとなります。

申告に必要な書類

- 認印
- 口座番号を確認できる通帳など
- 平成29年中の収入が明らかになる書類
 - ・ 給与・年金・報酬などの源泉徴収票または支払額の証明書(原本)
 - ・ 営業や農業などの事業収入や不動産収入のある方は、収支内訳書(収支内訳書へ収入や経費を項目ごとに集

計して持参してください)
・ 上記以外に収入のあった方は、収支金額の確認ができる書類など

※1年間の全ての収入で申告することになりますので、申告もれが無いようご注意ください。

- 控除を受けるための証明書など
 - ・ 生命保険料や地震保険料の控除証明書・国民年金など社会保険料の支払証明書または領収書
 - ・ 国保税や介護保険料などの支払いがある方は、村から届く納付書など
 - ・ 医療費控除を受ける場合は、領収書と生命保険や高額医療費など補てんされた額がわかるもの
 - ・ 病院別に集計してきていただければ、申告時間が短縮されます)
- ・ 特定の団体に寄付された方は、団体より発行される・寄附金受領証明書等
- ・ 公共事業等で取用による補償金を受け取った方は、契約団体から送付される取用の証明書、申出証明書、買取証明書、契約書の写し等

※平成29年中に支払ったことが確認できる証明書や領収書などが無いと控除ができません。

ません。

※収入や控除の内容などによって、別途書類が必要となる場合がありますので、不明な場合は事前に役場税務係(Tel.32・1024)へお問い合わせください。

インターネットで 申告できます!

①「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
(<https://www.keisan.nta.go.jp/>)

・ 申告会場へ行く手間がかりません!

・ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます!

② 申告書を作成

・ 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます!

③ 申告書を提出(提出方法は2通りあります。)

(1) e-Taxをすでにご利用の方は、e-Taxでそのまま送信。

(2) プリンターで印刷して税務署へ郵送等で提出

※郵送等で提出の場合、マイナンバーの記載と本人確認書類の写しの添付が必ずとなります。

平成30年度(29年分)住民税と所得税の申告相談日程表

お住まいの地区の相談日にお越しください。2月16日(金)から2月22日(木)までの間は、職員が各地区の申告相談に出ているため、この間に役場税務係にお越しのいたりお電話をいただいても対応できない場合がありますので、ご了承ください。(夜間や休日の申告相談も予定しております)

月 日	地 区	時 間	会 場
2月16日(金)	鶯巣・福島・倉の平	9:30~12:00	梅の里ふれあい館
	坂 部	14:00~16:00	坂部集会施設
2月20日(火)	戸口・中組・大久那	10:00~12:00	戸口集会施設
	大 河 内	14:00~16:00	大河内多目的集会施設
2月21日(水)	十久保・下山	9:30~12:00	下山集会施設
	鶯巣宇連・上平・中井侍	14:00~16:00	中井侍集会施設
2月22日(木)	向方・峠山・梨畑・見遠	10:00~14:30	向方老人憩いの家
2月26日(月)	折立・清水・合戸・長島宇連	8:30~16:30	老人福祉センター 1階第一会議室
2月27日(火)	西 原 ・ 東 原		
2月28日(水)	余 野 ・ 中 央		
3月1日(木)	北・本 町・岡 本		
3月6日(火)	長 野 ・ 長 野 町		
3月7日(水)	南 上 ・ 南 中		
3月8日(木)	栄町・南下・松島・長沼		
3月12日(月)	上記で申告ができない方		
3月13日(火)			
3月14日(水)	予 備 日		
3月15日(木)			

☆ 相談が開始時刻に集中しますと1時間程度お待ちいただくこともありますのでご了承ください。
申告期間の後半は大変混み合う恐れがありますので、お早めの申告をお願いします。

★休日・夜間申告相談★

2月23日(金)	日中に申告できない方	17:30~19:00	老人福祉センター 1階第一会議室
3月4日(日)	平日に申告できない方	9:30~16:00	
3月9日(金)	日中に申告できない方	17:30~19:00	

●お問合せ先:税務会計課税務係 ☎32-1024 飯田税務署 ☎0265-22-1165

村では河川の水質を把握するため、水質検査を実施しました。水質検査結果については下表のとおりです。

大腸菌群数が基準値を超過していたため、検査機関へ問い合わせたところ「大腸菌群数については、天候や季節の影響で変動もあり、少し高めの数値ですが、きれいな河川です。」との回答でした。しかし、油や洗剤が微量ですが含まれているため、生活排水が流入していると考えられます。

いつまでもきれいな天竜川を残せるよう、村では下水道への加入、浄化槽の設置をお願いしています。水洗化により快適な生活をしてみませんか。

浄化槽設置については、補助金制度があります。本年度の補助枠は残り1基分となっています。浄化槽設置を検討されている方は、お早めにご相談をお願いします。

ご不明な点は、役場建設課環境水道係までお問い合わせください。

村管理河川の水質検査を実施

◎恵平沢の水質検査結果

採水場所:天龍保育所横 採水日時:平成29年11月7日 13:42

検査項目	結 果	検査項目
水素イオン濃度(pH)	7.4 (19.4℃)	○基準値以下の値です。
生物学的酸素要求量(BOD)	1.0mg/1ℓ	◎ヤマメ、イワナが生息できる値です。
浮遊物質濃度(SS)	<1mg/1ℓ	○基準値以下の値です。
窒素含有量	0.33mg/1ℓ	○基準値以下の値です。
りん含有量	<0.005mg/1ℓ	○基準値以下の値です。
n-ヘキサン抽出物含有量	<0.5mg/1ℓ	△油分が微量ではあるが含まれています。
大腸菌群数	70,000MPN/100ml	△基準値を超過した値です。
陰イオン界面活性剤	<0.02mg/1ℓ	△洗剤類が微量ではあるが含まれています。

平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、
都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました

なぜ制度を見直すのですか？

下記の課題に対応し、国民健康保険制度を将来にわたって守るためです。

課題	見直しの柱
<ul style="list-style-type: none">○加入者の高齢化により医療費が増えている○所得水準が低く保険料の負担が重い○小規模保険者が多い（財政が不安定になりやすい）○財政赤字の保険者も多く存在する	<ul style="list-style-type: none">○国による3400億円の追加的な財政支援○都道府県が市町村とともに国保保険者となり、財政運営の責任主体となる

県も保険者となるとどのような効果がありますか？

国民健康保険財政の安定化と市町村による公平な支え合いが図られます。

- 新たな仕組み（※表面イメージ図参照）の導入により、財政規模が拡大し、国民健康保険財政が安定します。
- 市町村が医療費水準・所得水準に応じた納付金を負担することで、市町村どうしの公平な負担により財政が運営されます。

国保加入者にはどのような影響がありますか？

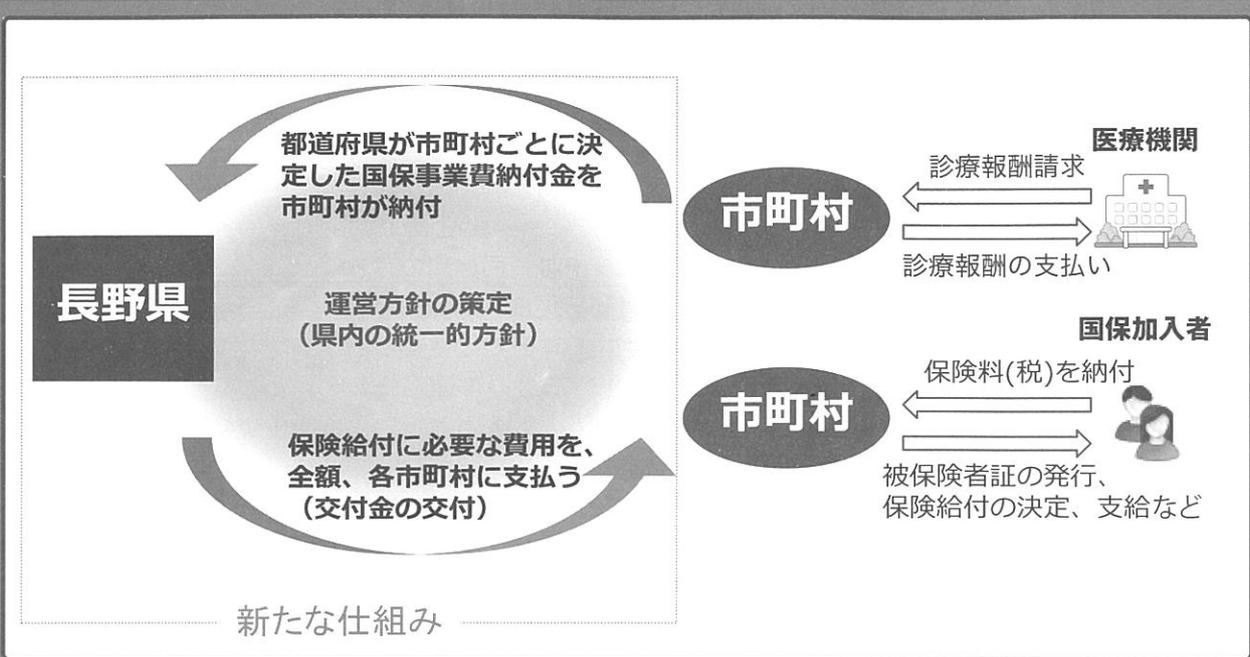
高額療養費の負担軽減、被保険者証の様式改正などがあります。

主な変更点

- 県内で他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。
- 平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証などには、お住まいの都道府県名が表記されるようになります。
- 新たな仕組みでは、保険料(税)の算定の基礎が変更となるため、保険料(税)率に影響が出る可能性があります。保険料(税)負担が急激に上がらないように、激変緩和措置を実施します。

これまでと変わらない点

- 資格や保険料(税)の賦課・徴収、保険給付などの身近な窓口は、引き続きお住まいの市町村です。



都道府県と市町村の役割分担

- 都道府県は、国民健康保険の財政運営の責任主体として、国民健康保険の収入と支出を管理します。
- 市町村は、従来どおり、住民との身近な関係の中で、保険料(税)の賦課・徴収、被保険者証の発行、保険給付の決定、支給などを担います。

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政運営の責任主体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格を管理 (被保険者証などの発行)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準保険料率などを参考に保険料(税)率を決定 ・ 保険料(税)の賦課・徴収
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付の決定、支給

国民健康保険は、国民皆保険の根幹をなす制度です。
 持続可能な社会保障制度の確立を図るため、
 平成30年度からの制度見直しにご理解、ご協力をお願いいたします。

わからないこと、困ったことがあれば、ご相談ください

国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続きお住いの市町村です。
 詳細は、長野県国民健康保険室ホームページをご覧ください。
 (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kokuho/index.html>)

ご不明な点がございましたら住民課健康支援係へお問い合わせ下さい。☎32-1021(直通)

天龍村 長野県 厚生労働省

移住定住推進係通信 Vol. 3

結婚相談事業「突撃！田舎にお嫁（婿）に来ませんか!？」を開催しました

10月29日(日)および12月24日(日)に、天龍村、泰阜村、下條村、飯島町、伊那市の5市町村で「突撃！田舎にお嫁（婿）に来ませんか!？」を10月は名古屋、12月は東京で開催しました。このイベントは、南信州の有志5市町村から立候補した参加者が、都市部の異性とお見合いをし、マッチングが成立すれば2ndステージに進み、今度は1対1でじっくりお話し（お見合い）をします。2ndステージの結果、お互いに連絡先交換が可能となれば事務局からお互いの連絡先を通知し、友達付き合いからゆくゆくは結婚…となっていたためキッカケ作りを行うイベントです。



10月に名古屋で行ったイベントは総勢60名規模で、南信州新聞のほか、現地の中日新聞で取り上げられるなどの反響がありました。天龍村からは、名古屋・東京合わせてのべ7名が参加し、現在連絡を取り合っている方もいらっしゃいます。参加された方からは「最初は緊張したが、同じ地域の方と同じ目的で参加でき、交流することもできたのでリラックスしてお見合いに臨めた」「参加してみたら意外と楽しかったので、(今回ご縁がなかったら)ぜひまた参加してみたい」とのご意見をいただきました。



結婚・婚活は非常にデリケートなことで、人生を左右するものです。ちいさな村だけではイベントを開催するノウハウや資金も必要となりますが、有志5市町村が連携しあうことで集客の苦労や費用負担も軽くなり、村としても参加しやすいイベントとなりました。

日常生活で「出会い」が少ない、きっかけがほしいなど個々に事情があるかと思いますが、来年度も同様の事業を実施する予定です。天龍村では村からの補助もあり、参加者の経済的負担が軽くなっています。また、村では結婚相談所に登録を希望する男女への補助もあります。自治体として子どもや子育て世代、お年寄りへの補助はありますが、未婚の独身世代に対して補助を行っているところはあまりありません。こうした制度もぜひ活用していただき、人生の伴侶を見つけていただきたいと思います。また、事前にお問い合わせいただき結婚相談に乗ることも可能です。お問い合わせいただいた方の秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

移住者交流会を開催します

2月7日(水) 17:45から老人福祉センターで「移住者交流会」を開催します。

移住者の方だけでなく、どなたでも参加が可能です。

前は昨年夏に行い、第1部ではU・Iターンされた方を対象としたアンケート結果の発表会を実施しました。今回は「みんなで天龍村の未来を考えてみよう」というテーマのグループディスカッションを行う予定です。その後（第2部）は、交流会を開催します。この交流会の目的は、今後の移住者やこれまでの移住者のコミュニティ作りの一貫として、移住したときの苦労や地域の慣習の学びの場、情報交換などが行える環境を整備し、天龍村の一員として早く地域に溶け込めるようにと考え、今年度からはじめました。

参加を希望される方は、事前に役場地域振興課移住定住推進係へお申し込みください。

※詳細はCATVでも放送しています



前回の様子

【このページに関する問い合わせ】 地域振興課 移住定住推進係 TEL32-1023

「110番」の正しい利用を

～いつでもどこでなにかあったの110番～

(平成30年110番標語)

「110番」は、緊急通報専用電話です

110番は、緊急の事件や事故が発生したとき、被害者の救護や犯人検挙などの警察活動を迅速・的確に行うための緊急通報専用電話で、長野市の「長野県警察本部通信指令課」につながります。

相談や問合せは、警察署や駐在所に電話をしてください。また、いたずら電話はやめてください。

地域の安全・安心を守るため、110番の正しい利用をお願いします。

「110番」通報のポイント

- ① 何がありましたか？
交通事故、けんか、泥棒など
- ② 場所はどこですか？
市町村名、番地、目標物など
- ③ いつのことですか？
「たった今」、「〇分くらい前」など
- ④ 犯人は？
特徴、凶器の有無、逃走方向、車種、ナンバー、色など
- ⑤ 今どうなっていますか？
ケガ人のようす、被害状況など
- ⑥ あなたの住所、氏名、電話番号



相談・問い合わせは

・阿南警察署 ☎25-0110 ・天龍村駐在所 ☎32-2027

高速道路で交通事故が発生したら…

- ① ハザードランプを点灯させ路肩に停車。
- ② 発煙筒、停止表示機材を活用。
- ③ ガードレールの外など、安全な場所へ避難。
- ④ 事故の種別、キロポスト、負傷者の有無を確認する。

～国保からのお知らせ～

柔道整復師の施術を受けられる方へ

肩こりや腰痛、筋肉痛などで柔道整復師（接骨院、整骨院など）を利用する場合、柔道整復師の施術で「保険証」が使えるのは一部の場合のみです。

柔道整復師の正しいかかり方を理解し、適切な受診を心がけましょう。

保険証が使えるとき

- ・医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲および捻挫など（肉ばなれを含む）と診断または判断され、施術を受けたとき。（骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です）。
- ・骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

保険証が使えないとき（全額自己負担）

- ・疲労性・慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労。
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術。
- ・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷などの治療中のもの。



国民健康保険にご加入の皆さんへ 人間ドック・脳ドック補助金の申請はお済みですか？

人間ドック ・脳ドックを受けられた方で、まだ補助金の申請をされていない方は忘れずに申請してください。

対象者 ・40歳以上74歳以下の天龍村国民健康保険に加入している方

補助対象期間 ・平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日に受診した人間ドックまたは脳ドック
(受診医療機関は不問)

助成金額

・人間ドック受診	阿南病院	20,000円
	その他医療機関	13,000円
・脳ドック受診		16,000円

補助の流れ

- ①個人で医療機関に予約をする。
- ②人間ドック・脳ドックを受診する。
- ③健診結果が届いたら、役場窓口にて健診結果と領収書を添えて補助金の申請手続きを行う。
- ④後日、補助金の振込を行います。

申請に必要なもの ・申請書（役場窓口、南支所にあります）・領収書（原本）・人間ドック健診結果（コピー）
・振込先が分かるもの ・印鑑

★不明な点がありましたらお問い合わせください。 お問い合わせ：住民課健康支援係 ☎32-1021（直通）



適正飲酒の10か条

- ① 談笑し 楽しく飲むのが基本です
- ② 食べながら 適量範囲でゆっくりと
- ③ 強い酒 薄めて飲むのがオススメです
- ④ つくろろよ 週に2日は休肝日
- ⑤ やめようよ きりなく長い飲み続け
- ⑥ 許さなぬ 他人^{ひと}への無理強い・イツキ飲み
- ⑦ アルコール 禁と一緒は危険です
- ⑧ 飲まなぬで 妊娠中と授乳期は
- ⑨ 飲酒後の運動・入浴 要注意
- ⑩ 肝臓など 定期検査を忘れずに



犬・猫の飼育に ついで

犬を飼うときの注意点

犬はつなぐか、オリの中で飼います

放し飼いは、人にかみついたり、農作物に被害を与えるなど、多くの人に迷惑をかけるます。絶対に止めましょう。

散歩時には、必ずフンの始末をしましょう

散歩時には、フンを片付ける袋を携帯し、必ず持ち帰って処理してください。フンを放置することは誰かに毎日迷惑をかけています。

猫を飼うときの注意点

不妊・去勢手術をしましょう

健康な猫は、年2回以上繁殖し、毎回6〜8匹程の子猫を産みます。飼い猫から産まれた子猫についても飼い主にすべての責任があります。

次々に産まれる子猫に飼い主を見つけないのは、とても難しいことです。子猫の命に飼い主として責任が果たせませんか？

捨て猫は絶対にやめましょう

誰かが拾ってくれるだろうと安易な気持ちで猫を捨てないでください。捨てられた猫は、飢えや病気に苦しみ、ほとんどのが悲惨な死をむかえることとなります。

ノラ猫にエサを与えてる方へ

ノラ猫にエサを与えると、他の猫も集まってくる。それにより、自分の敷地や近隣の敷地に排泄をしてトラブルの元になります。

かわいそうだと思っても、むやみにエサを与えないでください。

建設課環境水道係



保健師だより

一無・二少・三多で生活習慣病を予防

2月は生活習慣病予防月間です。あなたの生活はどうですか？日本生活習慣病予防協会が提唱している「一無・二少・三多」を参考に、生活習慣を確認してみてください。

一無（無煙）

①「無煙」

煙がないこと、禁煙の勧めです。タバコによって体に運び込まれるニコチン、タール、一酸化炭素はからだに悪影響をもたらします。受動喫煙も受けない環境にしましょう。

二少（少食・少酒）

①「少食」

「腹八分目に医者いらす」と言われるように暴飲暴食を控えましょう。

三食を規則正しくよく噛んで食べ、偏食をしないことが重要です。主食と主菜（たんぱく質のおかず）副菜（野菜中心のおかず）がそろい、汁物や果物、乳製品が

加わるとよいですね。

②「少酒」

お酒を飲む方は1日に日本酒1合、又はビール中瓶1本程度がからだに適量です。さらに週1回の休肝日があると、肝臓が回復し健康を保てます。

三多（多動・多休・多接）

①「多動」

日常生活の中で体を活発に動かすことです。歩く機会を増やしたり、体操をしたり、日常生活の活動量を増やしましょう。

②「多休」

休養をしっかりととりましょう。睡眠でその日の疲れをとるだけでなく、仕事の合間の「休憩」、仕事をしない「休日」、年末年始や夏休みなどの「休暇」をとり、心身ともにリフレッシュすることが大切です。

③「多接」

多くの人、事、物に接することです。仕事や趣味でやりがいを見つれたり、家族との団らんや人との交流で充実した日々を過ごすことが、心身によい刺激を与え生き活きにつながります。

生活を振り返り、心身共に健康な生活をおくりましょう。



宝くじ助成金で福祉車両を購入

（一財）自治総合センターの宝くじ助成を受け、村では福祉有償運搬事業で使用する車両を購入しました。この車両は、村で行っている福祉施設への通所や医療機関への通院を支援する福祉有償運送事業で活用します。



車イスによる乗車もできる車両を整備

障害者手帳をお持ちの皆さまへ

住所や氏名などが変わったときは、「居住地等変更届」を提出してください。

▶障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、転居などをした際、法令により「居住地等変更届」の届出が必要です。

障害者手帳をお持ちの皆さまへ

- 障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）については、今後、マイナンバーを使った情報連携ができるようになります。
- 障害者手帳の登録内容が正しく、マイナンバーで情報を得ることができれば、他の手続の際に、障害者手帳のコピーの提出が不要となる場合があります。
- 障害者手帳に書かれた情報（住所、氏名など）が変わった場合、またはすでに変わっている場合は、必ず「居住地等変更届」を届け出てくださいようお願いします。届け先：住民課住民福祉係 ☎32-1021（直通）

第49回

天龍梅花駅伝

平成30年2月18日(日) ※順延なし

～ 午前11時 天龍中学校スタート ～

※一般・学生のみなさんによるスタッフを募集しています。



ご協力いただける方は教育委員会へご連絡ください。

☎32-3206

スポーツ振興くじ助成事業を受けて実施します。



楽しかった 保育所クリスマス会



12月23日(出)に暖かい冬の日差しが差し込む中で、保育所クリスマス会が行われました。「あおうよ」の曲にのって、年長児から未満児まで楽しそうに入場しました。

「サンタさんが来るんだよ。」と毎日楽しみに練習した歌や合奏、ダンスを保護者のみなさんに見てもらいました。会場からは暖かい拍手をもらい、どの子も笑顔があふれ嬉しそうでした。

未就園の仲良しクラブのお友達もお母さんと元気よく参加してくれました。

最後は待ちに待ったサンタさんの登場で、1人1人にプレゼントが手渡されみんな大喜びでした。全員が元気で参加し、保護者のみなさんへ成長した姿を見てもらうことが出来た良い会でした。

柚餅子づくり体験

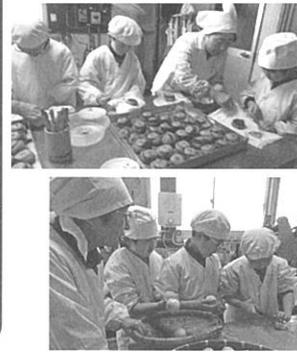
12月6日(水)に天龍小学校の3年生が坂部へ行き、村に伝わっている柚餅子の製作体験を行いました。児童は、関京子さんやお手伝いに来てくれた方々からご指導をいただき、楽しみながら作業をすることができました。また、今回の柚餅子は3年生が大豆から育て、作った味噌を使用しました。

天龍小中学生が信州未来アプリコンテストに参加

児童は坂部地区に伝わって信州未来アプリコンテスト0とは、「0」から「1」を踏み出そうとするクリエイティブな若者を応援するアプリケーションコンテストです。今年度は県内外から60組の応募があり、書類審査会を実施し、U15部門からは全5組が選出され、天龍小学校「ヒューティフルセブン」、天龍中学校「テニリュウ」の各作品が見事選ばれ、12月9日(出)に長野市芸術館にて作品の発表を行いました。

天龍中チームは一番最初の発表で、生徒達はかなり緊張した様子でしたが、難しく思えたパソコンの画面も完璧に操作し、持ち時間の5分で伝えたいことを堂々と発表しました。

天龍小チームは、中学生の協力を受けながら発表を行い、



いる柚餅子の作り方を学ぶことができ、またここまで柚餅子を守ってきた方の思いを感じることもできたと思います。

見事、特別賞KDDI賞を受賞しました。

質問タイムでは、審査員の難しい質問に対し、自分の言葉で、答えることができました。コンテストには、保護者や飯田OIDE長姫高校のみなさんも応援に駆けつけてくださり、発表を見守ってくださいました。

多くの方に支えられて、アプリ開発からコンテストまで参加できたことに本当に感謝し、ぜひ村のみなさんにも発表できればと思います。



プレゼンテーションに臨む天龍小中学生

お水って、 どうやって つかって来てるの？

11月27日(月)、天龍小学校4年生が、平岡浄水場と榎淵クリーンセンターの施設見学を行いました。当日は天候に恵まれ、寒さに震えることなく見学することができました。子どもたちは事前に水道や下水道についての学習をしており、普段自分たちが使っている水がどこから来ているのか、職員の説明に興味深く耳を傾けていました。

「機械はいくつあるの?」「何種類の薬を打つの?」「一日にどれくらいの水を作れるの?」「下水道管が破裂したらどうするの?」と、見学中にも様々な質問をしてくれました。施設を見学する中で、子どもたちの素直な感想や疑問を聞いてみると、私たち職員も勉強になることがあり、職員にとっても有意義な時間になりました。

今回の上下水道施設見学で学んだことを少しでも今後の学習に役立てていただけたらうれしいと思います。



一生懸命メモを取る児童たち

必ずチェック最低賃金/使用者も、労働者も。 長野県最低賃金改正のお知らせ

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」が平成29年10月1日から次のとおり改正されました。

最低賃金は、法律に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、それ以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。この機会に是非、賃金の確認をしてみてください。

長野県最低賃金時間額 **795円**

お問い合わせ先

長野労働局労働基準部賃金室
☎026-223-0555
飯田労働基準監督署
☎0265-22-2635